

地域福祉計画進捗等概要(取組一覧表)

	施策1 権利擁護の推進と虐待防止	施策1 権利擁護の推進と虐待防止	施策2 エンバ-サルデザインのみちづくり	施策7 相談支援体制の整備	施策8 生活の安全と安心
取組項目	権利擁護(障害者差別の解消)	障害者虐待防止対策	移動の支援	障害者への相談支援	障害者の就労支援
背景	令和3年6月に、障害者差別解消法が改正され、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務づけられた。	令和3年度、事業所に対する虐待防止委員会設置の義務づけ、身体拘束の適正化の推進が規定される。	自力での移動が困難との理由等で、修学や就労の機会を失うことがないように、合理的配慮として介助者を配置する必要性が確認された。医療的ケアが必要な生活介護利用者で、送迎中もケアが必要な場合、送迎バスに看護職員が同乗できず、家族が同乗している状況があり、介護者の負担を解消する必要がある。	相談内容の多様化や介護者の高齢化による生活上の複合的な課題への対応が必要となっている。令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)が制定され、国及び地方公共団体の責務が規定された。	令和3年度から、障害者の法定雇用率が2.3%になり、令和6年度から2年毎に雇用率の引き上げを予定されている。また、法定雇用率に算入できる障害者の労働時間が週20時間以上から10時間以上に引き下げられた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> より一層の理解啓発や、障害特性、年代、性別などより本人のおかれた状況に応じたきめ細かい支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止に向けた理解の促進が求められている。 施設従事者の専門性と質の担保 	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援において、サービス決定量に対する利用率が6割前後である。サービス量の不足その他の要因を分析する必要がある。 医療的ケアが必要な人が、日中活動を利用するときに、送迎中も医療的ケアが必要な方が送迎バスを利用できるように体制を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 増大するニーズや複雑化する相談に対応するため、相談体制の充実及び強化が求められている。 医療的ケア児等へのわかりやすい相談窓口が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 就職者数が減少傾向にあったが、令和4年度はやや持ち直している。 就労移行支援の定員未到達事業所が増加している。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の提供について庁内に事例調査を行い、情報共有している。 障害者差別解消審議会を設置、合理的配慮に係る事例について、その適正を審議、助言・改善の提案を行っている。 障害者自立支援協議会の障害者差別部会に障害者差別解消支援地域協議会を位置づけ、啓発等行う。 令和3年度から、区民向け、職員向けの研修をそれぞれ実施している。また、地域の企業等への啓発として障害者等による出前講座を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉課に、基幹相談支援センター機能に付帯する形で虐待防止センター機能を置き、24時間体制で相談対応している。虐待通報を受け、関係者を招集してコア会議を開催、対応方針、初動対応、緊急性の判断、事実確認の方法などを検討。調査・認定・指導等を行っている。 啓発事業として障害者虐待防止セミナーを開催するほか、虐待防止パンフレットを配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出の際の移動支援を継続して実施している。障害児の通学等支援、車椅子ガイドヘルプサービスも実施している。 医療的ケアを実施する日中活動系サービスの送迎バスに看護職員が同乗できる体制を確保できるよう検討を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援体制を強化するために、令和4年度に基幹相談支援係を設置した。 相談支援体制の強化として相談支援機関会議や相談支援事業所連絡会を通して相談支援事業所と情報交換・情報共有等を図っている。 医療的ケア児の相談においては区内4か所のすこやか福祉センターと障害児相談支援事業所等の関係機関が連携する仕組みにより、相談体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援センターによる企業等への助言等を継続実施、職場開拓を行っている。特別支援学校との連携強化事業を実施した。 区役所内における職場体験実習を継続し、体験やアセスメントの機会を確保した。
根拠法	障害者差別解消法 障害者基本法 障害者総合支援法	障害者虐待防止法 障害者基本法 障害者総合支援法	バリアフリー法 障害者基本法 障害者総合支援法	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法 医療的ケア児支援法	障害者雇用促進法 障害者基本法 障害者総合支援法